

高齢者虐待防止のための指針

福祉関係者の責務

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。

対応

虐待を受けた（と思われる）高齢者を養介護施設従事者が発見した場合、重大な危険の有無に係わらず、通報義務が生じる。

守秘義務との関係

通報を行うことは、守秘義務に妨げられない。

*虚偽（虐待の事実がないのに嘘の通報などを行う）や過失（一般の人からみて虐待があったことに合理性がない）を除く。

（高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項）

高齢者虐待の定義

養介護施設従事者などによる高齢者虐待

- ① 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
- ④ 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束禁止のための指針と高齢者虐待

社会福祉法人フェニックスでは、利用者本人や他の利用者などの生命や身体を保護するために緊急時やむを得ず身体拘束を行うときは、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件をすべてを満たした場合のみ、本人・家族の了解を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その態様などを記録する等、十分な観察を行うとともに、介護サービスの質の評価及び経過の記録を行い、早期に拘束を解除する。

高齢者虐待・不適切なケアへの対応

速やかな初期対応を行う

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み

*正確な事実確認をし、情報を隠さない

高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

背景要因を解消する

(背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む)

不適切なケアを行わない

(虐待の目を摘む)

利用者の権利利益を守る適切なケアを提供する

定期的な委員会の開催・発生時の、臨時の委員会開催

職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修への参加

当法人では全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待防止が達成されるよう、組織的な対策を取りケアの向上を目指す。法人理念である「心ゆたかに・心やすらかに・心たのしく」をモットーに利用者の質の高い生活を確保、守る。